

警報発令時の対応について

春暖の候、保護者の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より本校教育活動に対し、格別なるご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、三原市内の公立小・中学校においては、天候の悪化に伴う警報発令時に、市において定められている規定に沿った対応を行うこととなっています。保護者の皆様には、【三原市における警報発令時の対応(規定)】についてお知らせしますので、テレビ・ラジオ等で積極的に情報収集を行い、規定に沿った対応をとっていただくようお願いいたします。(規定については、南小ホームページの「お知らせ」にも掲載しています。また、やさしい日本語バージョンもあります。)

【三原市における警報発令時の対応 (規定)】

- ① 午前6時の段階で、三原市または三原市を含む地域（尾三地域・県南部・県全域）に警報・特別警報が1つでも発令されている場合・・・**臨時休業**

【警報】大雨・暴風・洪水・大雪・暴風雪・波浪・高潮

【特別警報】大雨・暴風・大雪・暴風雪・波浪・高潮

(※ 南小は大雪・暴風雪の対象校ではありません。)

- ② 午前6時以降で、登校までに警報が発令された場合

○自宅を出る前に警報が発令された場合・・・**自宅待機**

・ その後の対応は、学校からの連絡を待つこと。

○登校途中に警報が発令された場合・・・**そのまま登校**

・ その後の対応は、学校長の判断で決定する。

・ 緊急に下校させる場合は、メールにて保護者に連絡をする。

- ③ 登校後に警報が発令された場合・・・**学校待機**

○その後の対応は、学校長の判断で決定する。

・ 緊急に下校させる場合は、メールにて保護者に連絡をする。

※ 臨時休業になった場合、次の日の時間割は、これからお渡しする各学級の時間割表を見て準備してください。

※ 連絡が必要な場合は、「すぐーる」にて行います。改めて手続き方法を知りたい方は、学校に申し出てください。「登録方法」に係る文書をお渡しします。